

# 2015年「日の丸・君が代」問題等に関する質問書

「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会

## 1、「日の丸・君が代」に関する質問

### 1.【学習指導要領に関連して】

- (1) 1999年『国旗国歌法』制定直後から毎年のように全国教育委員会宛に出されていた「学校における国旗及び国歌に関する指導について」という文部科学省初等中等教育局長通知は、平成15年12月18日が最後とうかがった(2013/8/23磯谷桂太郎係長)。これ以降通知を出していないのは何故か。
- (2) 2014年の当意見交換会における教員の「専門性」と「職務権限」に関する質問に対して、男澤専門職から以下の回答をいただいた。

“『学校教育法』第37条11項において、「教育をつかさどる」とされていることについては、これらの法令や告示のもとで、「教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、創意工夫を行いつつ、その職責の遂行に努めなければならない」というものであると考えている。”(2014/4/21男澤直孝専門職)

また、『学習指導要領』と教員の教育内容や方法の裁量の範囲について、以下の東京高裁の判示がある(後に最高裁で確定)。

“その大綱的基準の枠の中において具体的にどのような教育を行うかという細目までは、定められておらず、また、最小限度の基準である以上、定められた内容及び方法を超越する教育をすることは、明確に禁じられていない限り、許容されるということができる。・・・その大枠を逸脱しない限り、教育を実践する者の広い裁量に委ねられており、少なくとも、学習指導要領に違反したと断ずるためには、そのような広い裁量の範囲をも逸脱していることか認められなければならないということができる。”(『七生養護学校事件裁判』2011/9/16東京高裁判決)

これらのことから、『学習指導要領』はあくまで大綱的基準であって、教育内容についての第1次的裁量権は教員に認められている、と理解して間違いないか。

### 2.【諸外国の例などについて】

- (3) 2013年の当意見交換会で、諸外国の実情について、国旗掲揚国歌斉唱を“一般国民”の義務として法制化している例として、中国と韓国の例を教えてください(2013/8/26磯谷桂太郎係長)。一方欧米諸国には法制化している事例はなく、また中国は共産主義国家であり、韓国は民族分断国家であり、日本とは異なる特別な事情を抱えていることを併せて考えると、法制化している国は世界全体としては、少数と考えて間違いないか。

また、法制化されている中国と韓国を除いて、学校教育の中で、日本の『学習指導要領』『国旗国歌条項』のように、国旗掲揚国歌斉唱を法令等により義務付けている国なり、卒業式・入学式を国際儀礼習得の場としている国が日本以外にあれば、教えてください。

- (4) 2013年の当意見交換会で、国際人権諸条約の中にあるrespectの対象は、外務省のHP掲載の6条約(当時)中に、「人権及び基本的自由」「人間の多様性」など十数項目数えることが出来ると示していただいた(2013/8/26本岡寛子係長)。

生徒が将来国際社会で尊敬され信頼される日本人として成長していくために、また1974年ユネスコ勧告における「国際教育(International Education)」推進の観点からも、生徒がこれらの条文を必ず学ぶ

ように小学校・中学校・高等学校の『学習指導要領』の中に発達段階に応じて「国際人権条約の学習」を取り入れるお考えはないか。

### 3. 【懲戒処分と司法判断に関連して】

- (5) 2012年の最高裁判決以降に、起立斉唱に関わる事案で、「減給」以上の処分が発令されたケースは、何件あったか把握しているか。都道府県別の数字を教えてください。
- (6) 2015年5月に2つの原告勝訴判決があった。ひとつは、不起立等を理由にした22人の再任用拒否を違法として損害賠償を認めた東京地裁判決(2015/5/25)、もうひとつは、同じく不起立等を理由にした停職6ヶ月と停職3ヶ月の2人に対する懲戒処分を取り消し損害賠償も認めた東京高裁判決(2015/5/28)である。いずれも、不起立等を理由に科された大きな不利益を、裁量権の逸脱濫用で違法とする内容であった。

また既に2012年最高裁判決の補足意見で、東京都の処分量定のあり方は、「法が予定している懲戒制度の運用の許容範囲に入るとは到底考えられず、法の許容する懲戒権の範囲を逸脱するものといわざるを得ない」(2012/1/16君が代裁判1次訴訟最高裁判決桜井龍子補足意見)、「単なる不起立行為等に対するこのような反復継続的かつ累積加重的な懲戒処分の課し方は、他の地方自治体や他の職務命令違反等の場合には例を見ないものであり、その点で極めて特殊な例であるといつてよい」(2012/2/9予防訴訟最高裁判決桜井龍子補足意見)との指摘がなされていた。

このように裁量権の逸脱濫用を戒める判決が続いていることについて、最高裁補足意見で「特殊な例」と指摘された減給以上の処分を出している教育委員会に対して、必要な指導・助言を行う用意があるか。

### 4. 【国立大学への国旗掲揚国歌斉唱要請問題について】

- (7) 文科大臣が国立大学に、卒業式・入学式における国旗掲揚国歌斉唱を要請した「教育的意味」「研究的意味」は何か。私立大学に同じ要請をしなかったことについては、国立大学と私立大学には大学の設置目的や研究・教育の内容に何か違いがあることが前提にあるのか。
- (8) 国立大学生には、起立斉唱義務があるか。その法的根拠は何か。同じく国立大学教員には、起立斉唱義務があるか。その法的根拠は何か。

### 5. 【国際人権に関連して】

- (9) 昨年7月、国連自由権規約委員会において第6回日本審査『最終見解』が示された。その中で、日本に勧告された25項目(「C、主な懸念事項及び勧告」パラグラフ5～29)の中で、文科省の所管に関わるパラグラフNo.を列挙されたい。

その中のパラ27については、「リスト・オブ・イシューへの回答」と「最終見解」の広報に関して、貴省が実行されたことがあれば、示していただきたい。

- (10) 上記『最終見解』の中の、パラグラフ22“『公共の福祉』を理由とした基本的自由の制限”に関連して、以下の質問に対して、簡単に「はい」「いいえ」で、お答えいただきたい。
- ① このパラグラフ22は、いくつかの省庁の所管事項に関わっていると思われるが、その1つに文科省も含まれると理解して間違いはないか。
- ② 国連からの『リスト・オブ・イシュー』「問17」に対応する、日本の回答が『事前質問に対する政府回答』「パラ184～190」であることに間違いはないか。

- ③ このうち前半の「パラ184～186」は、「公共の福祉」概念で「表現の自由」を制約した国内事例を念頭に置いた質問に対する回答であることを確認したいが、間違いないか。
- ④ 後半の「パラ187～190」は、最高裁判決文(2011年6月6日)の引用に見られるように東京都の起立斉唱命令事件における「思想・良心・宗教の自由」制約事例を念頭に置いた質問に対する回答であることを確認したいが、間違いないか。
- ⑤ このパラグラフ22は、東京都の所管にも関わっていると理解して間違いないか。
- ⑥ 上記『リスト・オブ・イシュー』『問17』と『政府回答』『パラ184～190』とのやりとりに対する委員会の見解が、『最終見解』『パラグラフ22』『『公共の福祉』を理由とした基本的自由の制限』に示されていると理解して間違いないか。
- ⑦ このパラグラフ22を読んで、「公共の福祉」概念についての自由権規約委員会の懸念が、日本政府の説明(『回答』パラ184～186)によって、解消されたと考えているか。
- ⑧ パラグラフ22中の「いかなる制約を課すことも差し控えるように」に言う「いかなる制約」には、『リスト・オブ・イシュー』『問17』の「減給、停職及び解雇を含む制裁」が含まれていると理解して間違いないか。
- ⑨ 『政府回答』が引用した「最高裁判決」(2011年6月6日)は、『最終見解』『パラグラフ22』に言う「規約18条・19条のそれぞれ第3項に規定された厳しい条件」を満たしていると理解しているか。
- ⑩ この勧告を受けて、文科省は都教委に対して、具体的な指導・助言を何か行ったか。

---

## 2. 大阪府・市の教育政策に関わる質問

---

### 1. 【大阪府(大阪市)職員基本条例」の免職規定の違法性について】

大阪府職員基本条例(2012年4月施行)は、第27条2項において、「職務命令に違反する行為を繰り返し、その累計が5回(職務命令に違反する行為の内容が同じ場合にあつては、3回)となる職員に対する標準的な処分は免職とする。」とし、大阪市職員基本条例(2012年5月施行)も第43条5項において、「任命権者は、職務命令違反行為の累計が5回となるとき又は同内容の職務命令違反行為の累計が3回となるときは、当該職員を分限処分として免職することができる。」と規定している。

大阪府は、職員基本条例施行下で、「君が代」斉唱時の起立を強制する職務命令に関わる「命令違反」2度目の教員に対しては、「処分辞令」に以下の「警告書」を添付している。(※警告書「職員基本条例第29条第2項の規定に基づき、今後、あなたが同一の職務命令に違反する行為を繰り返した場合、地方公務員法第28条第1項第3号の規定により免職することがあることを警告します。」)2014年度卒業式にも、この「警告書」の発令を受けた教員が存在し、2015年度卒業式にも3度目の「処分」による「免職」の可能性がある。

文科省と「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会実行委員会との話し合い(2013年8月26日)において、文科省初等中等教育企画課山口真和氏は、「懲戒処分の事例が不適切なものであれば、その実態について当然文科省としても、把握をさせて頂くし、その内容についても懲戒処分調査というのは毎年行っている中で、その中において必要な検討等はさせていただきたいと考えている。」と回答された。

上記回答に関して私たちは、昨年(2014年4月21日)の話し合いにおいて、①毎年行っている2012年度、2013年度「懲戒処分調査」における現時点での、「不適切」な事例の有無と不適切事例に対する文科省の対応の内容、②大阪の「職員基本条例」による3度目の「処分」が生じた場合の検討は行われて

いるかについて質問を行った。

初等中等教育企画課男澤直孝氏は、「大阪府・市の条例の内容自体について、中身まで文部科学省としてコメントする立場にない」として質問への回答を拒否された。しかし、「昭和52年の神戸税関事件最高裁判決において、懲戒処分は懲戒権者の裁量に任されている判示されているところで、今回の懲戒処分についても、そういった総合的な判断の下で懲戒権者の裁量と責任に基づいて判断されているところである。」とし、教育課程課川口貴大氏も「教育委員会として、ご自身が定められた条例を元に、どのように判断されるかということは、教育委員会のご判断だ」と回答された。

- (1) 2014年の回答は、「職務命令違反3回で免職」という大阪府・市の条例及びそれを根拠とする「免職」を文科省としても承認する内容であると考えられるが、そのように理解してよいか。それとも、2013年の回答のように検討の結果によっては「指導・助言」の余地がある内容であると今でも考えておられるのか。
- (2) 2015年5月28日、東京高裁は、「不起立を繰り返す教職員への処分を機械的に重くすることは、自分の思想信条を捨てるか、教職員の身分を捨てるかの二者択一を迫っている」として、憲法が保障する思想良心の自由の実質的な侵害につながると判示した。文科省として、本判決と大阪府・市の職員基本条例の処分規定との関係をどのように考えておられるか。

## 2. 【人事評価が「最低」評価の者の「再任用」を拒否する制度を強行した大阪府の施策について】

大阪府教委は、当該年度の「人事評価」の総合評価結果が「最低ランク」の「C評価」の者は、再任用職員として新規任用および任用更新をしないという制度を本年度の再任用制度より強行した。

私たちが文科省との話し合い(2013年8月26日)において、大阪府の制度には「評価」と「雇用継続」をめぐる不服申立制度の規定もないことについて質問したところ、貴省は「法律上キチンとした位置づけがなされていない・・・今まさに検討している段階でもあり、そのあたりは皆様のご意見も伺ってこちらの方で対応させていただきたいと考えている。」と回答された。

私たちは、貴省による「対応」の進展に期待し、昨年(2014年4月21日)の話し合いに回答を求めた。しかし、初等中等教育企画課の男澤直孝氏は、「任命権者である大阪府が適切に判断していただきたい」と大阪府への期待を述べるに留め、「人事評価自体は職員の法律上の地位に変更を生ぜせしめるものではない」と論点をすり替えて回答された。

- (3) 人事評価を再任用の条件とすることについて、2013年の回答で、貴省自身が「法律上の位置づけ」を問題にされた内容とその検討の現段階について回答をお願いしたい。

また、2013年3月26日「国家公務員の雇用と年金の接続」閣議決定及び同3月29日「地方公務員の雇用と年金の接続について」総務副大臣通知によって、地方公務員は分限免職事由に該当する場合以外は、希望すれば原則として採用されるようになっているのだから、大阪府が「人事評価」を理由に再任用しないことは許されないと考えるが、貴省の見解を伺いたい。

## 3. 【大阪府による中学校における文科省「全国学力・学習状況調査」結果の内申点への反映問題について】

本年、4月10日、大阪府教育委員会は、文科省が実施している「全国学力・学習状況調査」(以下、「全国学テ」)の学校別成績を来年の高校入試の内申点に反映させることを決定した。

大阪府教委は、2016年度から高校入試の内申点の評価方法を「相対評価」から「絶対評価」にあらた

め、「府内統一の絶対評価の基準」と称して中学1年と2年でチャレンジテストの導入を決めていた。これだけでも子どもたちは中学1年から高校入試を見据えたテスト漬けになることが危惧されていた。大阪府内の中学生は、中1・2年でのチャレンジテスト、中3での「全国学テ」のそれぞれを反映させた内申点が決められていくことになる。大阪市内の中学生には、これらに中3での独自テストが加わる。

これらによって、大阪の学校は、子どもたち一人ひとりの個性の尊重と成長に重きを置くのではなく、「全国学テ」の結果向上を優先する教育活動へとますます変質していく危険性がある。

これに対し、「全国学テ」を「個々の生徒に対する教育の一環としての成績評価のために」活用することを違法とした旭川学テ最高裁判決(1976年5月21日)に反する違法な行為であり、「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」ことを目的とする文科省の方針とも対立するものである。

- (4) 下村文科大臣は、7月10日の会見で、「全国学テ」の結果を高校入試に利用することを認めないと発表したが、一方では「混乱が起きないのであれば(利用しないことを)徹底して欲しいが、大阪府教委から要請があれば協議に応じる」と述べている。大阪府は松井大阪府知事が最前面に出て、文科省の態度を批判し大阪府として利用方針を変更するつもりはないと表明している。貴省の見解と今後の方針を明らかにしていただきたい。
- (5) 大阪市教委は、2014年度から開始した「学校選択制」のために「学校選択のための保護者への情報」として、大阪市内の小規模校を除くすべての小中学校の「全国学テ」の平均正答率を含む結果を公表するよう校長に命じた。同市教委は、公表しない校長を懲戒処分の対象とするとした。貴省は、「結果の公表につながるものであれば修正を求めていく」とされたが、どのように対応したのか具体的に明らかにしていただきたい。また、「全国学テ」の結果を「学校選択」に活用することは、高校入試への利用と同じく調査の趣旨から逸脱している。貴省の見解と今後の方針を明らかにしていただきたい。

#### 4. 【いかなる場合にも、「起立・斉唱」を優先させる「職務命令」や「指示」について】

大阪府の「職員基本条例」第28条には「職員は、職務命令が違法又は不当と認める場合は、相当の期間内に職務命令をした上司又は任命権者に対し意見を申し出ることができる。」とあり、「大阪府職員等のコンプライアンスの推進に関する要綱」第22条には「職員は、違法な行為又は公正な職務の執行を損なうことが明白な行為の要求があったときは、何人によるものであってもこれを拒否しなければならない。」とある。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2013年6月公布、2016年施行)第8条2には「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」とある。

さらに、大阪府教委は、教育振興室長通知で「3 不起立・不斉唱の判断基準」として、「起立行為または斉唱行為の一部だけを取り上げ、形式的に判断するのではなく、各職員の起立行為または斉唱行為を総合的に現認し、公務の信頼性を維持するに十分な誠意ある姿勢・態度を各職員がとっているか否かと言う観点で判断すべきである。」と指示している。

- (6) これらの観点から、職員が、式典等における「起立及び国歌の斉唱」の職務命令を受けた場合にも、例

えば、介助を必要とする児童・生徒に式場内で着席して付き添う必要が生じた場合、式当日の介助の様子は当該の教職員の判断が優先されるべきではないか。機械的にいかなる場合も、「起立・斉唱」することが最優先となることのないよう、文科省としての見解と方針を明らかにしていただきたい。

また大阪では2014年度卒業式において、下記のような事例について、大阪府教委は当該教員を戒告処分としている。文科省として、(1)に対する回答との関係でどのように対処すべきと考えておられるか。

(事例) 興奮や急な緊張と緊張の緩みのような状況で、発作を起こしやすい車いす使用の生徒に対して、発作が起こりやすい状況にならないように、その生徒だけが立ち上がれず周囲が突然一斉に立ち上がる状況でも興奮が生じないように、当該生徒の担任は生徒のそばに寄り添って一緒に着席していた事例である。当該生徒は、昨年度の卒業式で、国歌斉唱・校歌斉唱と続けて周囲が一斉に起立している状況下で発作を起こしていた。当該生徒の担任にとっては、自身が卒業生である式のなかで、発作誘発しないためにはどうすべきかを考えた結果の行動であった。

## 5. 【教科書採択】にかかわる公正性の確保について

今、各地で2016年度使用の教科書に対する採択作業が進められている。貴省は、教科書採択を最終的に行う権限が教育委員にあるとされている。しかし、大阪市教育委員会の中に、「採択の公正性」を損なう教育委員がいることが判明している。

高尾元久教委育委員は、① 中学校教科書を発行する育鵬社と同じフジサンケイグループの一員であり、② 育鵬社教科書の共同事業者である日本教育再生機構の機関誌「教育再生」に少なくとも4回、投稿・インタビュー記事を掲載している。

これらの事実から、高尾教育委員が育鵬社の利害関係者にあたることは明らかであり、同委員による教科書採択に関わる権限の行使は、採択の「公正性」は大きく損なう。

(7) 「採択の公正性」の確保は、文科省の重要な役割であると考えますが、大阪市の事態に対する貴省の対応方針を明らかにしていただきたい。

---

## 3. 教育改革法案成立後の教育行政の変化等に関連して

---

### 1. 【教科書の採択について】

(1) 教科書の採択にあたっては、「教育をつかさどる」(学校教育法37条11項)教育の専門家である教員の意見が十分に反映されるべきであると考えられる。またユネスコ『教員の地位に関する勧告』61項には「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助をうけて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の適用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。」とある。しかるに、現行の教科書採択制度とその運用実態は、「教育委員会の職務権限」が不当に拡大解釈され、現場での教育の当事者である教員の意見がほとんど反映されないように運用されている例が大半である。このような実態は、世界でも稀である。

諸外国で、採択権限が学校にはなく教育行政機関にだけ認められている例が、日本以外にあれば教えていただきたい。

その上で、文科省の担当者に質問するが、現行の教科書採択制度の運用実態において現場の教員

が「教材の選択と採用、教科書の選択」においてしかるべき役割を与えられていると考えるか。「与えられている」と判断するとすれば、それはどのような実態を踏まえてのことか、そしてそれはどのような調査に基づいてのことか。

- (2) 去る4月7日、文部科学省は「調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付する場合であっても、…必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、当該評定に拘束力があるかのような取り扱いはしないこと」などの文言を加えた文章を全国の都道府県教育委員会に通知した。これは、学校現場の教員などをを含む調査員の専門性に基づく見解を無視することにつながるのではないのか。教科に関して専門的見解を持っていることを条件としては選任されているわけではない教育委員個人の独断と好みあるいは何らかの利害により教科書の採択が左右されてしまうおそれがないのか。

文部科学省は、選定委員会や調査委員会での教科書の評価を含む調査研究や絞り込みを否定しているのかどうか、明確にお答えいただきたい。

- (3) 教科書の採択にあたっては公平性・客観性とともな公正性が期せられなければならないのは当然である。しかるに、今回の中学校教科書の採択においては、対象教科書の発行元である育鵬社と、教科書の執筆・編集及び発行と販売において密接な関係にある日本教育再生機構が育鵬社教科書の見本本を独占的に販売するなど、採択運動を進めている。

これは事実上の発行者の共同事業者による採択勧誘運動であると考えられるがどうか。

また、日本教育再生機構は機関誌『教育再生』などを通じて、育鵬社以外の歴史・公民教科書の批判、誹謗中傷を繰り返している。これらの行為は、文科省の「教科書の採択に関する宣伝行為等について(通知)」に反し、教科書協会の「教科書宣伝行動基準」にも反する行為と考えられる。

文科省は、当機構の活動が教科書採択の公正確保の観点から問題であると考えないか。

- (4) 1997年の閣議決定では、義務教育の諸学校の教科書採択に関して「将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書の採択地区の小規模化を検討する」となっているが、この方針は現在でも変更されてない。

この方針に沿って採択地区の小規模化が現在までにどれだけ実現されているか。また、一部の自治体(横浜市や大阪市)では全市一区にするなど、とくに大都市で採択地区の大規模化が顕著である。文科省としてはこれについてどう考えるか。

## 2.【道徳の教科化について】

- (5) 現在の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」とする意味はどこにあるのか。教科化によって「いじめ」などの問題が本当に解決されると考えているのか。また、「特別の」という意味は何か。また、「要」(かなめ)として「特別の教科 道徳」の「要」の意味は何か。

- (6) 前回の学習指導要領改定から、「要」(かなめ)としての「道徳の時間」(「特別の教科道徳」)を中心として「学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う」ことになっているが、このことは何を意味するのか。各教科の「目標」と「内容」の中に「道徳」の指導目標を入れるということなのか。もしそうだとするならば、「評価」の観点にも入ることになり、教科の専門性の侵害とはならないのか。現場は困り切っている。

そもそも、当初の学習指導要領の記載文言の「学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行う」の意味を取り違えているのではないか。

- (7) 「特別の教科 道徳」はどのような専門領域を持っているのか。少なくとも、他の教科と同様な意味での専門領域は考えられない。とするならば、学校教育法34条の「教科用図書の使用」に関する規定につい

ても他の教科とは別の解釈がなされるべきと考えられるが、どうか。

### 3.【教育委員会制度について】

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が昨年に改定されたが、その後各自治体で「総合教育会議」が設置されている。その設置・運用の状況については文科省としてどれだけ把握しているか。運営の上で、不都合な点は生じてないか。

また、改定後も教育に対する「不当な支配」(教育基本法16条)が行われることのないように配慮されて運用されるべきであることには変わりはないか。

### 4.【国立大学の人文系学部の組織見直しについて】

(9) 国立大学の人文・教育系の学部の廃部勧告を含めた異例の通知を先日文科省は行ったが、こういうことは前代未聞のことである。戦時中の文部省ですら行わなかった暴挙である。このような教育行政は後世に汚点を残す。片一方で文科省は、2500億円を越える巨大施設を設置しようとしている。いったいこの国はどうなってしまうのか。不安を感じる国民は多い。

国立大学に対するこのような通知はどのような法的根拠に基づいているのか。

### 5.【18歳選挙権と政治教育について】

(10) 政府与党の一部には、18歳以上選挙権付与に際して、教員の政治活動に対する罰則規定を含んだ法改正を行おうとする動きがあるが、これは教育現場にますます物言わぬ空気を蔓延させるものであり断固反対する。これに関して質問する。

① 教育基本法14条に定める「政治教育」は従来通り尊重されるべきであると考えられるがどうか。

② 教育公務員特例法18条の「教育公務員の政治的行為」の解釈とその運用は従来の通りと考えられるがどうか。

### 6.【総合的学習における自衛隊施設訪問について】

(11) 小中学生の自衛隊施設への「職場体験」が頻繁に行われています。この「職場体験」の多くは「総合学習」の時間を使って実施されています。防衛省発出の「『総合的な学習に時間』に対する協力」によれば、2013年度だけで全国で59,705人の小中学生が「職場体験」として自衛隊施設を訪れています。防衛省は、「文科省への協力」として「総合学習」への協力内容を公表しています。この事実から質問をします。

① 文科省は防衛省に「総合学習」への協力要請をどのような趣旨で行っていますか。

② 「総合学習」への協力要請は、他にどのような団体に行っていますか。

③ 集団的自衛権行使の閣議決定が行われ、国会でその法案が審議されています。仮に、この法案が成立した場合、自衛隊への入隊は一般的な職場と異なり生命に直結する仕事になります。この防衛省の「総合学習協力」の内容では、生命を落とす可能性について説明することが含まれていません。自衛隊への「総合学習」による「職場体験」はすぐにやめさせるべきだと思います。防衛省への協力要請をすぐに取り消してください。